

福岡県公報

平成21年7月6日
第2987号

目次

告示(第1110号 - 第1118号)

| | | | |
|---------------------|-----------|-------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 2 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 2 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 4 |

公告

| | | | |
|-----------------|---------|-------|---|
| 建設業の営業の一部停止 | (建築指導課) | | 4 |
| 都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課) | | 5 |

雑報

| | | | |
|---------------------------|-----------|-------|---|
| 福岡北九州高速道路債券の定時償還に係る抽せんの結果 | (高速道路対策室) | | 6 |
| 平成21年度行政書士試験の実施 | (市町村支援課) | | 6 |

告示

福岡県告示第1110号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市蒲原字大島748番3、748番4、755番1、755番4から755番6まで、757番1、757番3、760番1、760番5、760番6、763番7、763番9及び763番10並びに字猪鎌口817番1、817番5、820番、821番1、821番2、822番から825番まで、827番1から827番3まで、829番1、829番6から829番8まで、830番、831番から831番4まで、832番、833番、834番1、及び834番2並びに字五反田835番、836番、837番1、837番2、838番1、838番3、839番1、841番1、842番1、842番2、843番、844番、846番、847番1から847番3まで、848番、849番、及び852番1並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区多の津1丁目12番2号
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男

福岡県告示第1111号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字水沢465-1、465-2、465-5、465-9、465-13、465-15、465-19、465-20、466-1、466-12、466-13及び466-18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市三沢字水沢465番地3
特定非営利活動法人 リプロ 理事長 坂本 勉

福岡県告示第1112号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人筑後地域救急医療研究会

(2) 代表者の氏名

足達 剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福本町422番地聖マリア病院救急業務室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑後地域の救急活動に携わる者に対して、知識と技術の維持向上を図るための教育活動を行い、延いては地域住民に対する質の高い救急医療の提供に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1113号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPOアガペーハウス

(2) 代表者の氏名

矢野 敏博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区千早1丁目35番15号

(4) 定款に記載された目的

世界中の飢餓に苦しんでいる人たちや家の無い子供たちを助け、子供の家、学校、病院を設立したり、それらの働きをしている人々を助けることを目的とする。

福岡県告示第1114号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 ^{きずな} 夢絆

(2) 代表者の氏名

植田 正明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区吉志1丁目33番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会福祉に関する事業を中心に行う事により、子どもから障害者・高齢者まで安心して暮らしていける社会に貢献することを目的とする。

1 高齢者が、地域社会において穏やかな環境の中で生活できるよう、また、多くの人と関わりを持てるよう支援していくと共に、社会資源として地域社会に貢献することを目的とする。

2 乳幼児期の子どもが、母子・父子及び共働き等の家庭環境の中で保護者が安心して仕事できるよう、また、保育及び病気・病後の安静期の保育が必要としている人を支援していくと共に、社会資源として地域社会に貢献することを目的とする。

3 障害のある人が、地域社会において穏やかな環境の中で生活できるよう、また、多くの人と関わりを持てるよう支援していくと共に、社会資源として地域社会に貢献することを目的とする。

4 現在不足している保育や介護に従事する者の育成事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

5 高齢者、乳幼児、障害者及び病気入院の者たちに、安心・安全な食事を提供することにより、社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1115号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 エタニティートゥルース

(2) 代表者の氏名

箱崎 一幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区徳力1丁目15番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の理美容室等を広報の窓口とし、未来を担う子供達の環境改善

の為に、子を持つ親への子育て教室やセミナーの開催や、それを取り巻く人々に、心の時代を踏まえた心の講演会等を催し、子供の健全育成を図りそれを取り巻く環境改善を促し、未来への希望を持てる社会創りを目的とします。また、全国の理美容室等を情報の窓口とし、企業及び事業所の商業行為等の生の声を一括収集し、その情報を全国の理美容室等に配信し、不正商業行為等の抑制に努め、安心できる消費生活を送れるように消費者の保護を図る活動を目的とします。さらに、健全な事業者等の情報を吸い上げ、その広報によりその事業の発展を支援し、有益な消費生活の実現を目的とし、国民生活の安全と未来への希望を持てる社会創りに寄与します。

福岡県告示第1116号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日

(2) 代表者の氏名

山口 恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市昇町3丁目105番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等における保育が必要とされる小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与える事業を行うとともに、保護者等に対して子育てに関する支援事業などを行い、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に

寄与することを目的とする。

福岡県告示第1117号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 アベル

(2) 代表者の氏名

永柄 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区高取2丁目5番52-101号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰を支援する施設の運営や相談事業などを行うことにより、社会福祉の増進及び発達障がい児・者が、安心して暮らせるよう援助する事を目的とする。

福岡県告示第1118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ちくほう結

(2) 代表者の氏名

大野 隆司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字糺2156番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、非営利・協同の理念に基づく地域社会の担い手として高齢者や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献することを目的とする。

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成21年6月23日

2 処分を受けた者の商号等

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|----------|---------------|--------|---|
| 有限会社平和興産 | 直方市大字頓野3154-1 | 貞末 富士雄 | 平成17年11月24日 福岡県知事許可（般-17） 第94410号 |

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年7月7日から平成21年8月5日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社平和興産は、平成20年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を過大に計上して虚偽の申請を行い、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共事業の発注者に対して、入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 決定又は変更しようとする都市計画の種類

福岡都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成21年7月29日 午後7時から9時まで

(2) 場所

福岡市役所 14階第1402会議室（福岡市中央区天神1丁目8-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

| 区 分 | 年 次 | |
|-----------|-----------|-----------|
| | 平成12年 | 平成22年 |
| 都市計画区域内人口 | 1,607.8千人 | 1,701.0千人 |
| 市街地内人口 | 1,559.4千人 | 1,624.2千人 |

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

平成21年7月6日から同月21日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課、春日市都市計画課、大野城市都市計画課、志免町地域整備課及び粕屋町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年7月21日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定したので福岡北九州高速道路債券規程第7条の規定により公告する。

平成21年7月6日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡 口 潔

| 銘 柄 | 券面金額 | 証券番号 | 償還期日 | 償還額 (千円) |
|---------------------|-------|---------------|------------|----------|
| 第99回福岡北九州 高速道路債券 | 100万円 | 5,286 ~ 6,035 | 平成21年7月28日 | 750,000 |

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成21年度行政書士試験を次のように実施する。

平成21年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成21年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

イ 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成21年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

ロ 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受付期間

平成21年8月3日（月）から9月4日（金）まで

(2) 受付機関及び申込方法

（財）行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月4日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

(4) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布

配布期間

平成21年8月3日（月）から8月28日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月28

日必着のこと。)

〒100 - 8779 郵便事業(株) 銀座支店留

(財) 行政書士試験研究センター

窓口配布

配布期間

平成21年8月3日(月)から9月4日(金)まで(次の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜並びに8月13日(木)及び8月14日(金)を除く。)

配布場所

- ・ 福岡県企画・地域振興部市町村支援課、県民情報センター、北九州県民情報コーナー、京築県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー(配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)
- ・ 福岡県行政書士会(福岡市博多区千代4丁目29番46号アストール博多ビル2階。配布時間は午前9時から午後5時まで。)

□ インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込画面への入力

センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

(2) 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとする。

利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 受付期間

平成21年8月3日(月)午前9時から9月1日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月1日(火)午後5時で終了する。接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月1日)は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者については、必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

イ 合格発表の日時

平成22年1月25日(月) 午前9時

ロ 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話(03)5251-5600)に対して行うこと。